

TKN社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 高野 裕之

連絡先：〒154-0012

東京都世田谷区駒沢2-58-13

電話：03-6315-8830

FAX：03-3795-9021

E-mail：sharoushi-takano@support.email.ne.jp



改正育児介護休業法の施行に向けて、 準備を始めましょう

◆大きく変わる育児休業制度

来年4月1日から改正育児介護休業法が施行され、「パパ育児」が新設されるほか、労働者に対する会社の育児休業制度に関する情報提供、育児休業を取得するか否かの意向確認が必要になったり、育児休業の分割取得ができるようになったりします。当然、育児介護休業規程の見直しや制度利用に関する社内書式の整備が必要となりますが、それだけではありません。

◆労使協定の締結も必要

現在は雇用期間によっては育児休業が取得対象外となっているパートタイマー等について、改正により取得要件が緩和されます。そのため、引き続き雇用された期間が1年未満の人を取得対象とするか否か、労使協定を締結して決定する必要があります。

◆会社の制度を周知する資料の作成等も必要

上記のとおり、改正法施行後は、労働者本人またはその配偶者から妊娠・出産等の申出があった場合、制度に関する情報提供や育児休業取得に関する意向確認が事業主の義務とされます。情報提供は、規程を渡すだけでは不十分で、育児休業の申出先や育児休業給付、休業期間中の社会保険料の取扱いに関する情報の提供も必要です。

資料が既に用意されている場合は、所定の要件を満たしているかをチェックすれば済みますが、新たに作成する場合は、会社がどのような制度を設けているのか、明文化されていないものが見落としはないかなど、確認して作成する必要があります。

◆厚生労働省が規定例等を公開

11月5日、厚生労働省より今回の改正に対応した規定例や書式例が示されました。これらを参考に、自社に合った内容にカスタマイズしながら余裕を持って準備を進めましょう。

【厚生労働省「育児・介護休業法について」】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

ワクチン接種と労働力回復の関係 ～ILO資料

ILO(国際労働機関)は、2021年6月に発刊した定期刊行物『World employment and social outlook: Trends 2021(世界の雇用及び社会の見通し: 動向編 2021年版・英語)』で、「2021年に世界の総実労働時間はコロナ禍前の水準(2019年第4四半期)を3.5%下回り、フルタイム職換算で1億人分の減少に相当する」と予測していました。

ところが、10月に発表した資料『ILO monitor: COVID-19 and the world of work. Eighth edition(新型コロナウイルスと仕事の

世界ILOモニタリング第8版・英語)』では、その予測よりもさらに 2,500 万人分相当の労働時間の減少・4.3%を下回る水準になると改められました。

その理由として、先進国と途上国の回復速度が異なることが原因といわれており、「2019 年第 4 四半期比で見た 2021 年第 3 四半期の総実労働時間は、高所得国では 3.6%減に留まるのに対し、低所得国では 5.7%減、下位中所得国では 7.3%減に上ります。

地域別で見ると、減少幅が最も少ないのは欧州・中央アジアの 2.5%減であり、これにアジア太平洋(4.6%減)が続きます。一方、アラブ諸国の減少幅は 6.5%減、アフリカ 5.6%減、米州 5.4%減となっています。」と報告されています。

そして、このような大きな差異は、主に、「ワクチン接種の展開と包括的財政刺激策における主な違い」によるものであり、2021 年第 2 四半期の推計によれば、ワクチン接種を受けた人が 14 人増えるたびに世界の労働市場にはフルタイム労働者が 1 人加わったのと同じ効果があり、ワクチンがまったくなかった場合の減少幅は 6.0%であったと分析されています。

また、ILOは、「低所得国のワクチン入手機会がより平等になれば、3か月ちょっと程度で労働時間の回復が富裕国に追いつく」との見解を示しており、これらの調査から、ワクチン接種が労働力の回復に一定以上効果があるということがわかりました。

【ILO資料「コロナ禍の雇用に対する影響は予想より深刻」】

https://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_824110/lang-ja/index.htm

公的機関を装った不審電話にご注意を！

◆厚生労働省を名乗る不審電話

厚生労働省を名乗る者から民間事業主に対し、「パワハラなどハラスメント防止の推進企業の認定

制度がある。来社して説明させてほしい」と電話が入る事案が発生し、厚生労働省が注意喚起を行っています。現在、ハラスメント防止に関する厚生労働省の認定制度はありませんし、厚生労働省や都道府県労働局の職員がこのような電話をすることもありません。

公的機関を名乗られると、「きちんと対応しなければ」と応じてしまう方もいるでしょう。しかし、相手が不審者であった場合には、個人情報を出し流させてしまったり、悪質な営業活動や詐欺に巻き込まれてしまったりするような事態にもなりかねません。

◆どのような不審電話・メールがある？

ほかにも、厚生労働省の職員を名乗る者から、次のような内容での不審電話・メールがあったとの報告がされています。

- ⇒ 「雇用動向調査に協力しなければ、罰金を支払ってもらおう」
- ⇒ 「調査のため家族構成、年収、資産、年金額等を教えてほしい」
- ⇒ 「戦争で亡くなった方の年金で払いすぎた分がある。直接訪問するのでその際に返してほしい」
- ⇒ 「医療費控除の還付金がある。振り込むので、銀行／郵便局のATMに行って電話をしてほしい」
- ⇒ (年金機構を装うメールで)「個人電子年金情報の更新」等の件名で、任意のホームページに誘導し、個人情報を入力させようとする

たとえ公的機関を名乗られても、相手の言うままに応じるのではなく、まずは相手の名前や担当部門などを問い、少しでも不審に感じた場合には一度電話を切りましょう。正式な連絡であるか、関係機関に照会することで被害を防ぐことができます。

【厚生労働省「厚生労働省職員や機関を装った不審な電話・メールにご注意ください。」】

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/0713-1.html>

社会人の学び直しに関する プログラム・施策等

◆社会人の7割以上が学び直しを必要と感じている

アデコ株式会社が実施した社会人の「学び直し」に関する調査(※)によると、7割以上のビジネスパーソンが「今後働いていくうえで『学び直し』が必要である」と回答したものの、現在「学び直し」に取り組んでいるのは約4割にとどまっていることがわかりました。

※アデコ株式会社「ビジネスパーソンとフリーランサーを対象にした「学び直し」に関する調査」(実施期間 2021年9月7日～10日)

https://www.adeccogroup.jp/pressroom/2021/1101_02

◆学び直しに関するプログラム・施策等

国は、社会人の資格取得やスキルアップ・学び直しを支援するためのプログラム・施策を設けていますので、そのいくつかをご紹介します。

① ポータルサイト「マナパス」

(<https://manapass.jp/>)

社会人の学び直しに役立つ講座や支援制度に関する情報を総合的に発信。

② 公共職業訓練

離職者だけでなく、在職者向けの職業訓練コースも実施。

③ 教育訓練給付制度

労働者自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する制度。

④ 放送大学

テレビ等を通して、誰でも学ぶことができる。人文・自然・社会のすべての分野が網羅的に含まれており、学部・大学院を合わせて約340科目開設。

⑤ 職業実践力育成プログラム

大学等におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定する制度。これにより、社会人の学び直し選択肢を可視化し、社会人の学び直しを推進。「女性活躍」、「非正規労働者のキャリアアップ」、「中小企業活性化」など、様々な職業分野を対象としたプログラムを認定。

企業が知っておきたい「Z世代」の特徴

◆Z世代とは？

Z世代とは、厳密な定義はありませんが、主に1990年代後半から2000年代前半(2021年現在の年齢は10代～20代前半)に生まれた世代のことを指します。なお、主に1960～70年代に生まれた人をX世代、1980～90年代に生まれた人をY世代(ミレニアル世代ともいう)と呼び、「Y」の次世代という点からZ世代という名称が付けられました。

◆Z世代の特徴

Z世代は、子どもの頃からインターネットや各種デバイスが身近にあり、当たり前のようにそれらを利活用しているデジタルネイティブであることが最大の特徴です。そのため、ネットリテラシーが高く、AR(拡張現実)やVR(仮想現実)、動画配信、AIなどの最新のテクノロジーに関心を持っていることも特徴です。

また、この世代の学生時代には、スマートフォンが普及し、SNSも一般的になりました。SNSをコミュニケーションツールとして使いこなし、情報収集や情報発信をすることからSNSネイティブ世代とも呼ばれています。

さらに、Z世代の多くの人は、SNSを通じて性別、年齢、国籍に関わらず様々な人と交流し、意見交換を行っています。そこで様々な価値観に触れお互いの個性を尊重するため、多様性(ダイバーシティ)や個性を重視する傾向にあるようです。

◆Z世代が中心の社会に向けて

Z世代という言葉が、今年の「現代用語の基礎知識選 ユーキャン新語・流行語大賞」の30語にノミネートされました。

Z世代は、現在現役で働いているX世代、Y世代とは異なった価値観を持った世代であるため、彼らが今後社会に進出、活躍し消費を支える年齢層になったときの働き方や企業活動、マーケティング等への影響が注目されています。企業は、彼らの特徴を理解し受け入れる体制を準備することが必要です。

12月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第3期>
[郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額

徴収繰延承認申請書の提出

[給与の支払者(所轄税務署)]

- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

当事務所よりひと言

2021年も早いもので、残すところ1か月を切りました。2020年1月期から始まった新型コロナウイルスの感染拡大の影響が、年を明ければ丸2年となります。東京オリンピック・パラリンピック大会の1年延期、そのオリンピック・パラリンピックの殆どの競技が無観客で開催となりました。そして就労現場においては三密を避ける為に、リモートによる打ち合わせや、テレワーク等の在宅勤務が日常的に身近な存在となりました。

わずか2年間ではありますが、生活様式や就労形態が大きく変わった2年間と言えるでしょう。本通信を執筆している11月現在は、最も感染者数が多かった東京地区でも、新規感染者数は一定程度、抑えられているようです。

新型コロナウイルスが急に消滅することは無いと聴きますので、感染防止対策を守りながら日常生活を過ごすこととなります。いわゆるウィズコロナの社会生活が当たり前となるのでしょうか。

職場環境に於いても、同様の対応が求められます。現在は任意的な感染拡大防止措置となりますが、労働契約法第5条の定めにより使用者(事業主)には、労働者への安全配慮義務があります。したがって使用者には、職場環境の感染拡大防止措置を講じる義務があると解されており、まったく何の策を講じないことは認められません。定期的に事業所内の感染拡大防止措置状況を、点検することをお勧めします。

2021年は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございました。2022年も引き続き、皆様のお役に立てるよう精進していく所存であります。

(高野 裕之)